

Ⅲ 全体としての点検評価

1 教育委員会としての総括

平成 24 年度は、23 年に策定した大阪市教育振興基本計画に基づき、「未来に向けてたくましく生きる“なにわっ子”の育成」及び「パートナーシップに基づく“自律と協働の生涯学習社会づくり”の推進」を目標像に掲げ、教職員の資質・能力や学校の組織力の向上、学校・家庭・地域等の連携の推進を支援し、それらを通して全ての子どもたちの確かな学力の確立に向けた取組を総合的・効果的に推進するよう努めてきた。その結果、一部で課題はあるものの、具体的取組の 27 項目中 24 項目で目標を上回る、または概ね達成し、戦略の 7 項目中 6 項目において概ねめざす成果を達成することができた。しかし、「戦略 1－1 確かな学力の確立」については、達成目標のうち「全国学力・学習状況調査」の結果において、全国平均との差は縮小しつつあるものの、依然として差があり、27 年度までに達成をめざす目標の水準に対して、今年度の改善の程度では順調に推移しているとは言えず、目標とする成果が得られなかったと言わざるを得ない。

また、昨年 12 月に、運動部活動において教員による暴力行為があり、生徒が自ら命を絶つという痛ましい事案が発生した。このことを厳粛に受け止め、生活指導の場面におけるより実効的な対応指針を策定するとともに、部活動の場面における一切の暴力行為等を容認せず、人格の尊厳にねざした適切な指導のあり方を示すための部活動指針を策定し、発生の防止に努めるとともに、発生時の報告その他の適切な対応及び組織体制を確立して、体罰・暴力行為等を許さない学校づくりをすすめていく。

さらに、今回の事案を踏まえ、学校も含めた教育委員会の組織・運営のあり方、意思決定のあり方など、教育委員会を巡る諸課題について、市長部局の視点から検証し問題点を明らかにし、教育委員会に提言をすることを目的とした「教育委員会のあり方検討プロジェクトチーム」が今年 2 月に設置され、報告書が 6 月に提出された。この報告書を受けて、今後は「教育委員会のあり方検討会議」を開催し、市長と教育委員会との関係や、教育委員会と学校園との関係など、教育委員会を巡る諸課題について現行法制度にとらわれない対応策や報告書における提言の具体化について検討・実施していく。

確かな学力の確立については、全小中学校における小中一貫した教育、習熟度別少人数授業、放課後ステップアップ事業等について方法を改善しながら取り組み、「全国学力・学習状況調査」の結果では、一部の項目において平均正答率が全国平均を続けて上回り、全体的にも全国平均との差が縮小しつつあるなど、徐々に成果が上がってきている。しかしながら、目標との差は依然としてあり、前述の観点から、目標とする成果は得られていないと認識している。このことから、学力向上を喫緊の課題として、学校の活性化や教職員の資質・能力の向上と学校・家庭・地域が連携した学校教育の支援の推進を通じて一層効果的な実施を図る必要がある。

24 年度は、教育行政基本条例と学校活性化条例が制定され、本市における教育改革の方向性が定まったことから、23 年に策定した大阪市教育振興基本計画を改訂し、教育改革の方向性に沿った新しい教育の目標や、特に重点的に取り組む施策や制度の確立を決定した。

学校教育におけるＩＣＴの活用においては、24年度はモデル校を決定し、事前研修や訪問指導、モデル校の教員による他都市の先進校視察を実施したところ、研修などの有効性が目標を大きく上回ることができた。この成果を「大阪市スタンダードモデル」の作成に活用しながら、27年度の全市展開に向けてつなげていきたい。土曜授業については、24年度は試行実施となったが、25年度本格実施に向け職員の勤務条件の規則改正や条件整備を行った。今後は各校での実情を把握し、先行事例を紹介するなど積極的な実施を促進する。また、グローバル化する社会への対応として英語イノベーションを25年度より実施し、ネイティブ・スピーカーの各中学校区への配置や、重点校における小学校1年生からの音声指導を実施していく。

質の高い学校教育を推進する取組としては、学校協議会を設置し、学校運営を検証・改善するPDCAサイクルを実践するための制度を構築し、開かれた学校運営を推進する環境を整備することができた。今後さらに、校長のマネジメントが十分に発揮できる制度を構築していく。

また、学校管理規則を改正し、各学校園の運営に関する計画及び学校評価の内容や方法、公表等について定め、全国学力・学習状況調査などの学校別結果を含め、学校の運営に関する情報を積極的に提供することとした。

民間企業等での豊かな経験や柔軟な発想・企画力を活かし学校組織を活性化するため、外部の人材も応募対象として、小・中学校長の公募を実施した。選考により合格した外部からの公募校長の11名については、3カ月の校長業務の研修の後、25年4月に小学校9校、中学校2校へ配属を行った。赴任後、民間企業等で培われた力が学校運営に活かされるよう公募校長を支援する。

さらに、学校現場が抱えている複雑化・多様化したそれぞれの課題に応じて副校長を設置し、管理職が教育活動に専念できる環境をつくるなど、組織マネジメント体制を強化するため、25年度から2年間にわたって、小学校8校、中学校7校でのモデル設置を実施していく。

学校選択制及び指定外就学の基準の拡大については、26年度に新たな就学制度を実施する17区については円滑な導入に努め、その他の区については、保護者の意見聴取手続きなどを区役所と連携して進め、27年度以降の区の方針策定に向けて取り組み、小学校の適正配置についても推進していく。

生涯学習の領域においては、学校・家庭・地域等が連携する教育コミュニティづくりを着実に推進してきており、区役所とも連携しながら学校協議会を設置するなど、社会総がかりで子どもをはぐくむ活動の活性化につながっている。図書館の機能充実、生涯学習センターにおける広報や事業内容の充実等により、多くの市民に利用いただくことができた。今後も、市民の生涯にわたる学習を引き続き支援するため一層の工夫を講じる。

24年度に制定された二つの条例、そして改訂した教育振興基本計画に基づき、カリキュラム改革、グローバル化改革、マネジメント改革、ガバナンス改革、学校サポート改革の五つの改革を柱に、モデル校における実証研究を行い成果と課題を検証していくなど、ひとつひとつの施策を具体化させるとともに、戦略的マネジメントにより、特に重視すべき取組に焦点化して主要指標を絞り込み、今後の本市の教育改革を計画的に推進し、本市の教育課題の解決に努めていく。

2 各委員の取組等に関する自己評価結果

教育委員会の各委員が、大阪市教育行政基本条例第6条第2項の規定により、教育振興基本計画に定めた目標を達成するために平成24年度において自ら行った取組、活動の状況について点検及び評価を行った結果は、次に掲げるとおりである。

【長谷川委員長】

今年は改革の年となるべく、教育行政基本条例、学校活性化条例が制定され教育改革の方向性が定まり、それに基づいて大阪市教育振興基本計画を改訂して、5つの改革を進めることになった。カリキュラム改革・グローバル化改革・マネジメント改革・ガバナンス改革・学校サポート改革の方向性が示され、目標や施策の実施や制度の確立を実施しつつあるところである。この改革の途中に桜宮高等学校の事案が発生し教育委員会のあり方を問われることとなった。

・桜宮高等学校の事案

桜宮高等学校の生徒で自らの命を絶つという痛ましい事案が発生した。この事案によって教育委員会のあり方が問われることとなり、教育委員、教育委員会事務局、高等学校の教職員の責任を明らかにした。この過程で柳本氏が顧問に就任され、桜宮高等学校の改革が示された。それがSプロジェクトとして推進されているところである。今後このプロジェクトが推進されることによって、真の意味での開かれた学校づくりが推進されることとなり、「大阪スタンダードモデル」となる可能性が出てきた。大いに期待されるところである。またこのような事案が二度と発生しないための対策に多くの時間をかけ、「部活動指針」、「体罰・暴力行為等を許さない学校指針」を策定し、各校に周知をする予定である。特に体罰暴力行為の判断を現場の学校がしやすいように5段階に分けて明示したことは、ひとつの前進と思われる。今後はこの指針がお題目だけに終わらないように、各校のマネジメントサイクル（PDC A）に落とし込んでもらいたい。

・全国学力・学習状況調査

24年度の調査が明確となり、改善はできたもののまだまだ全国平均に比べると低いというのが実態である。ただ習熟度別少人数授業の効果は教科によって大きな改善が見られ、今後ここに注力するのも効果的な対策となりそうである。また大阪市教育振興基本計画の中でカリキュラム改革をうたっているが、全国学力・学習状況調査のデータを活用することによって改革が進められることになる。

・ICTの活用

今後多くの予算がつけられることになり、24年度はモデル校を決定し、ICT活用に大きく舵を切った。ICTの活用は協同学習や個別学習に大いに成果が上がると考えられており、「大阪市スタンダードモデル」をめざしている。私は他国の子どもたちとの協同学習を進めると、グローバル人材育成にも役立つと期待をしている。

・校長のマネジメント

今回桜宮高等学校の事案でも校長のマネジメント力が問われたが、人事権や予算権の課題が浮かび上がった。特にマネジメントではPDC Aサイクルが回されていないと感じる。新年度からは大阪市教育振興基本計画の改革案に基づき「運営に関する計画」の改善を図ったが、今回は大変時間のない中でのスタートであったため、学校内でのコンセンサスが

得られにくかった様子が伺え、教育委員会の反省点でもある。

・公募校長

改革の担い手として外部から 11 人の公募校長を選任した。特に民間のマネジメント力を期待しているが、校長の改革に思いの強さを感じているだけに、現場との関係性が課題となりそうである。現在までの様子は公募校長のマネジメント力によって、現場との課題は何とか超えて進められているようである。ただ一部に教育委員会の支援が必要な方もおられるので、しっかり対応していきたい。

・副校長制

教頭の仕事のボリュームが半端ではないので、以前からその対策が指摘されていたが、今回副校長制を導入して、役割分担をする予定である。教頭には教務関係の仕事に集中していただき、副校長には事務系や外部との折衝業務を中心に進めていただく予定である。今回小学校 8 校、中学校 7 校のモデル設置をしたところである。

・学校選択制及び指定校の変更

かなりの労力をかけて区長と共に実施に向けての準備を行ってきた。その結果 26 年度に新たな就学制度を実施する 17 区については導入を進め、その他の区については 27 年度以降の方針策定に取り組むこととなる。特に小学校の適正配置や小中一貫校との推進との絡みもあり、できるだけ前向きな取り組みの視点に立った施策を進めたい。

・区役所との関係

区長が教育委員会の「区担当理事」となり、区民の意見を教育行政に反映させることになった。また学校協議会の設置により多様な意見が生まれて、学校のマネジメントが一層開かれたこととなる。この施策によって教育委員会と区長と各校との関係性が一層強くなり結果として「開かれた学校づくり」を推進することになる。今回の学校選択制も教育委員会と区と学校との関係が強く求められている。

【高尾委員】

・全般

教育委員会会議、同協議会及びその他の教育委員としての活動に、1 度の欠席を除き出席・参加し、必要な審議、議決、管理、執行等を行った。

市立桜宮高校における教員による暴力行為と生徒の自殺という出来事は、私たちの責任と旧来の教育委員会制度の欠陥を明確にした。その一方、教育関係 2 条例に続き大阪市教育振興基本計画が定められ、学校選択制など数多くの改革が急ピッチで推進された。だが、その理解と決意が現場に生まれたか。責任をもって改革を実現させる行政能力を備えた委員会を組織することが新たな課題だと考えている。

・桜宮高校

私たちが確実に防止できた出来事だった。平成 23 年 9 月の教育委員会会議。同校運動部活動の「体罰」事案が審議され、①学校から報告はなく保護者の訴えで発覚したこと ②同校では体罰を容認する姿勢が疑われること ③校長に大きな責任があるのに軽い行政処分ですませたこと が明らかとなった。

これに対し大半の委員から厳しい批判が出た。私も「生徒から定期的に活動状況を聴取するなど実効ある仕組みが必要」などの意見を述べた。しかしながら、それは言っただけ

であった。何としても体罰や暴力行為を防止するという義務感を欠いた。教育委員全員が危機感を共有し、真に有効な具体策を提示し、委員会事務局の姿勢を転換すべきだった。このとき同校の実情を調査、改善していれば、今回の重大な事態は防げた。今回の出来事は、形骸化し実効力を喪失した教育委員会制度の表出と評価することも可能である。

事後策の進捗をもって何も起きなかったかのように振る舞うことは許されない。1人の有為な青年が無残に生命を奪われたことを、忘却の河に委ねることなく、常に思い起こさねばならないと思う。

・学校選択制

市民の意思を反映し「開かれた学校」を目指す重要な制度である。新たな学校の「運営に関する計画」とも有機的に連動する。かなりの区で導入されることとなったが、円滑な実施と拡大に向け更なる理解と努力が必要である。

選択制は主に「選択の自由」から語られてきた。「格差を生む」「地域を破壊する」「そもそも公教育に選ぶべき特色などない」などの批判も出た。だが私は、選択制がすべての子どもたちと保護者に希望する学校について「意見を陳述する権利」を認めたことで、画期的な制度だと考える。これまで、どの学校で学ぶかは行政の権限だった。特別な場合、指定校を変更できるというのも行政裁量いわば「行政の恩寵」であったのである。

24年10月に決定された「就学制度の改善について」では、障がい、通院加療、いじめなど特に教育的配慮を要する児童生徒の最優先も盛り込まれた。実施後、丁寧な分析を加え、適切な指導や強力な支援を学校に行うことも必要になる。教育の進歩は隠匿から生まれえない。正面から向き合わねばならない。

・減災教育

従来より必要性を訴えてきたが、風化が進む。状況は一層悪化、切迫しているのに。「子どもの安全を守るための防災指導の手引き」が本格改訂された。東日本大震災から2年、約160ページに及ぶ大作である。防災教育に向って教育委員会が踏み出した、ごくわずかな、しかし貴重な半歩である。

だが、直ちに抜本的改訂に取りかからねばならない。それまで活用には留意をお願いしたい。「災害＝社会（人）＋自然現象」である。自然現象は防止できなくても、社会（人）の在り様によって、災害を減らす（減災）ことができる。「減災」の理解がまず基礎となる。＜社会（人）について＞「手引き」は、被災者・被災地への「共感」を何も語らない。あのとき日本国民がどう行動したか。大災害が起きたとき、resilience（しなやかに回復する力）こそ大切であることも。子供たちは現在と未来の「減災社会」の担い手である。その位置づけを欠く。社会（人）の在り様とは行動である。災害心理学が不可欠となる。「自分は大丈夫」という「正常性バイアス」。「みんな避難しないし」という「同調バイアス」。万一の対処を決定づけるこうした点への押さえはあるだろうか？

＜自然現象について＞「手引き」では、南海地震・東南海地震・東海地震を「個」として扱い、「連動」の観念がない（今は「南海トラフ地震」として把握される）。「手引き」は東海地震の切迫性に重点を置き、「東海地震は科学的な直前予知ができる可能性があると考えられているが、」「今後30年以内に…発生する確率が、東南海地震が0%、南海地震が60%といわれており、」などと記述。地震は「複雑系」、予知は極めて困難。確率は確かでない。

被害の予測。「手引き」では、南海、東南海地震による死者は大阪市で57人。しかし、

中央防災会議の第一次報告では、南海トラフ地震の大阪府下の死者は 9800 人。兵庫 6700 人、和歌山 7 万 1100 人、全国で 25 万 9000 人。大阪市だけの狭窄になっていないか。ライフラインも含め全国規模の理解は不可欠である。

東日本大震災から何を学んだか？ 真摯な反省が求められ続けている。

【大森委員】

・はじめに

公募への応募、選考、市会同意を経て、平成 24 年 6 月 1 日に市長によって教育委員会委員に任命されて以来、非常勤職ゆえの時間的制約の中で、教育行政について重大な権限と責任を担う合議制機関の一員としての職務を全うできるよう、最大限の労力を傾注してきた。

この間、特に教育改革の推進については、大阪市教育行政基本条例及び大阪市立学校活性化条例に規定された理念・制度等の具体化が求められる段階で着任したため、個々の改革策とそれらが織り成すシステム全体をデザインしていくことに注力した。改革とは、高邁な理念・方針を謳い上げ、あとは実務家や現場に任せれば進むというものではない。政策は、具体策のデザイン次第で、提案者の意図とは似ても似つかぬ結果をもたらしたり、骨抜きにされたりもする。「神は細部に宿り給う」のである。

また、合議制の教育委員会は、方針・政策の意思決定だけに責任を負っているのではなく、執行機関として日々の行政運営にも法的な責任を負っているのである。着任以来、教育行政の運営については、一委員として能う限りの貢献を行ってきたと自負している。しかし、桜宮高校の痛ましい事案は、子どもたちに対する我々委員の責任と危機管理能力を厳しく問うものであった。また、外部監察チームの報告書の的確な指摘の数々は、教育委員会事務局と学校が構成する教育界の閉鎖性や不透明さ、教育行政と学校運営の境界線の曖昧さ、馴れ合いになりやすい傾向等を浮き彫りにした。教育改革を加速化する必要性を確信させるものであった。結局のところ、日々の行政運営や危機管理と中長期的な政策・改革は切り離せないものである。

教育行政運営の成果と課題及び教育改革推進の到達点と反省点については、様々な省察・感慨を抱いているが、以下、あえて客観的な実績（教育委員会の実績ではなく、一委員として自身が直接行ったことの実績）の記述に徹することを以って、自己点検・評価とする。また、以下は、数え切れない諸案件のうち、主要なものを記録にとどめるにすぎないことを申し添える。

・審議・決定等への参画

平成 24 年 6 月以降、24 年度中に開催された教育委員会会議（定例会 20 回及び臨時会 10 回で計 30 回）及び教育委員協議会（計 42 回）の全てに出席し、多くの議案・協議事項について積極的に意見を述べ、ときには事務局原案の元となる提案を行い、あるいは会議の場で事務局原案の修正をもたらすなど、合議制機関としての教育委員会の適切な意思決定に貢献した。

また、平成 24 年 11 月 12 日、市会文教経済委員会において学校選択制に関する答弁を行った。さらに、教員採用及び校長公募の面接選考に参画した。

・自身による政策立案等

以下に列記する主要政策については、基本的な方向性・内容の立案・提案に主導的な役割

を果たし、他の委員の意見及び事務局による詳細設計等を経て成案となり、教育委員会会議等において決定された。

＜教育振興基本計画について＞

大阪市教育行政基本条例及び大阪市立学校活性化条例の趣旨に則り、大阪市の教育改革を計画的に推進するため、平成 25 年 3 月に策定（改訂）された大阪市教育振興基本計画の起草に大きく貢献した。具体的には、まず市長と教育委員との意見交換会（平成 24 年 8 月 7 日）において、カリキュラム改革、マネジメント改革、ガバナンス改革等の方向性を提案し（その後、グローバル化改革及び学校サポート改革が追加され、5 つの改革に整理された。）、大阪市教育振興基本計画策定有識者会議がスタートすると、同会議の西村和雄座長その他の有識者並びに教育委員会の事務局及び他の委員と一緒に、計画に盛り込むべき具体策を発案・検討するなど、同計画の起草に主導的な役割を果たした。なお、同有識者会議には、毎回（計 3 回）出席した。

＜学校選択制について＞

平成 24 年 8 月に学校選択制に関する論点整理及び制度設計案を含む資料を作成し、9 月 25 日には区長会議に対して同資料に基づく説明を行うなど、制度設計の骨格固めを主導した。その結果、本市の学校選択制の特色として、子どもや保護者に対して、通学区域の学校には、必ず入学できるという安心感を確保した上で、通学区域外の学校を選択する場合、希望順位を示して複数の学校を選べるので、1 校だけしか選べない他の地方公共団体の学校選択制と比べ、子どもや保護者の選択の自由を高めることができる点、学校選択の理由として顕著に見受けられる、通学区域の学校よりも通学距離の近い学校、兄弟の在籍校も、通学区域の学校と同様に優先とすることを可能にし、児童生徒・保護者の意向に一層柔軟に対応できる点、小・中学校の接続を考慮することで、小学校段階で、進学中学校が異なる通学区域外の小学校を選択した場合であっても、友人関係の継続を考慮し、中学校の学校選択の際に、通学区域外の小学校の進学中学校への就学を優先することもできる点を含む、本市独自の制度設計に到達した。

そして、平成 24 年第 29 回教育委員会会議（平成 24 年 10 月 19 日）において、「就学制度の改善について」（議案 143 号）として決定された。さらに、市内各区の区長が教育委員会の決定した「就学制度の改善について」の制度内容を保護者等に周知し、幅広く意見を汲み取った上で策定した各区の就学制度の改善についての方針案に基づく教育委員会会議の決定（平成 25 年 3 月）に当たって、区長等と連携しつつ、積極的な導入を図った結果、平成 26 年度から 12 区において学校選択制が導入されることが決まった。

＜運営に関する計画について＞

大阪市立学校活性化条例第 4 条第 1 項に基づき、各学校の校長が学校協議会の意見を聴いて毎年定める教育活動その他の学校の運営に関する計画（以下、「運営に関する計画」という。）について、中期目標及び年度目標は、何をどのような状態にするかについて達成をめざす成果目標とし、「全国学力・学習状況調査」「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」「児童生徒等の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の学校別結果や保護者アンケートなどの客観的なデータを用いて数値などで具体的に記述することとするなど、学校管理規則の改正（平成 25 年 3 月）により定めた「運営に関する計画」のあり方を方向付ける上で主導的な役割を果たした。

＜校長経営戦略予算について＞

校長が「運営に関する計画」で定めた目標の達成に必要な予算を教育委員会に要求し、教育委員会は、学力・体力・問題行動等の現状分析を踏まえた優れた提案に対し、重点的に予算を確保する「校長経営戦略予算」を発案し、その予算化に貢献した。

＜学校運営の指針について＞

大阪市立学校活性化条例第2条に基づき、教育委員会が毎年定める「学校運営の指針」について、校長の判断で創意工夫をこらした学校運営を進めるように推奨することを内容とするよう提案し、提案通り大阪市教育振興基本計画（平成25年3月策定）に記述され、平成25年第10回教育委員会会議（平成25年3月19日）にて同指針が策定された（議案第47号）。

＜全国学力調査等の結果公表の方針について＞

大阪市立学校活性化条例第6条に規定される開かれた学校運営の一環として、全国学力・学習状況調査等の学校別結果の公表を提案した結果、大阪市教育振興基本計画への明記及び大阪市立学校管理規則第4条の5（運営に関する計画及び学校評価結果の公表）の規定により、学校別結果の公表を教育委員会の方針として確立した。

＜到達度テスト導入等の府教委への要望について＞

平成24年8月、大阪市教育委員会から大阪府教育委員会へ提出された「大阪府公立高等学校入学者選抜における絶対評価の導入について」の要望書において、到達度テストの導入の検討等を要望するよう提案し、提案通り要望書に盛り込まれた。

＜教育行政及び学校運営のあり方の見直しについて＞

桜宮高校の事案発生を受けて、急遽、大阪市教育振興基本計画案を修正することになった際、「教育委員会は、本市の教育行政及び学校運営並びに両者の関係のあり方について、組織体制のみならず職員の職務及び人事を含め、現行制度の下で課題を検証し、その改革・改善を図っていきます。」との文案を提案し、提案通り同計画に盛り込まれた。

この教育行政及び学校運営のあり方の見直しの方針は、平成25年度の「教育委員会のあり方検討会議」等における改革の検討へつながっている。

＜教員出身の事務局職員の職の位置付けの見直しについて＞

平成25年第10回教育委員会会議（平成25年3月19日）の議案第44号「教育委員会所管の学校の教員の管理職員特別勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案」の審議において、教員出身の事務局職員（指導主事）について、彼らの給与が学校に管理職として勤務する場合に比べて不利にならないよう、全員が市立の高等学校の校長・教頭として発令されている事実をつかみ、そのような便宜上の理由により、勤務の実態を有しない学校における管理職として人事発令することは、法的な問題は無くとも、市民の理解を得られないことを指摘し、是正に向けた検討を開始するきっかけを作った。

＜校長による教員公募制度について＞

校長が学校運営上の目標を示し、その目標の達成に向けた人材を広く募集する公募制度を導入することを提案し、提案通り大阪市教育振興基本計画（平成25年3月策定）に盛り込まれた。

＜教員の希望転任制度（F A制）の拡充について＞

教員の希望転任制度（いわゆるF A制）を拡充するよう提案し、提案通り大阪市教育振

興基本計画（平成 25 年 3 月策定）に盛り込まれた。

＜教員採用選考における社会人に対する特例措置について＞

民間企業等での社会人経験を有する人材を採用するため、教員採用選考に特例措置等を講ずるよう提案し、提案通り大阪市教育振興基本計画（平成 25 年 3 月策定）に盛り込まれた。その結果、平成 25 年度実施（26 年度採用）の教員採用選考における同特例措置の導入につながった。

＜新たな幼児教育カリキュラムの編成方針について＞

大阪市教育振興基本計画策定有識者会議の西村和雄座長の発案に基づき、同座長と共に、幼児教育において、普遍的な規範を明確化して繰り返し指導することや、知・徳・体をバランス良くはぐくむことを重視したカリキュラムを幼稚園と保育所が合同で研究・開発することを提案し、提案通り大阪市教育振興基本計画（平成 25 年 3 月策定）に盛り込まれた。その結果、平成 25 年度において、新たな幼児教育カリキュラムの編成作業が進められつつある。

＜小学校 1 年生から 6 年間を見通した理科教育について＞

大阪市教育振興基本計画策定有識者会議の西村和雄座長の発案に基づき、同座長と共に、小学校 1 年生から 6 年間を見通した理科教育の充実を提案し、提案通り大阪市教育振興基本計画（平成 25 年 3 月策定）に盛り込まれた。

＜小学校 1 年生からの英語教育について＞

大阪市教育振興基本計画策定有識者会議の中原徹委員の発案に基づき、同委員と共に、「英語イノベーション」として小学校 1 年生から大阪独自の英語教育に取り組むことを提案し、提案通り大阪市教育振興基本計画（平成 25 年 3 月策定）に盛り込まれた。その結果、平成 25 年度における音声指導重点校の取組や中学校区ごとのネイティブ・スピーカーの配置等につながっている。

＜いじめ・問題行動への対応方針について＞

出席停止の活用と警察等と連携した学校外での指導の併用を発案し、教職員が実践で使えるフローチャートを発案した中原徹大阪市教育振興基本計画策定有識者会議委員と共に、いじめ・問題行動への対応方針の立案に主導的な役割を果たし、大阪市教育振興基本計画（平成 25 年 3 月策定）に盛り込まれた。その結果、平成 25 年度において策定作業が進められている「体罰・暴力行為の防止及び発生時の対応に関する指針」中の児童生徒の問題行動への対応のあり方に関する記述につながった。

＜体罰・暴力行為及び部活動に関する基本方針について＞

桜宮高校の事案発生を受けて、急遽、大阪市教育振興基本計画案を修正することになった際、体罰・暴力行為を生まない学校づくりや運動部活動の適切な指導方法の確立に関する文案について、事務局原案を大幅に修正した。その結果、平成 25 年度において策定作業が進められている「体罰・暴力行為の防止及び発生時の対応に関する指針」及び「部活動指針」につながった。

・桜宮高校の事案発生後の対応において自身が果たした役割

教育委員会は、大阪市立桜宮高等学校の運動部活動において顧問教諭による暴力行為があり、平成 24 年 12 月 23 日に生徒が自ら命を絶つという痛ましい事案が発生したことを厳粛に受け止め、平成 25 年 1 月 21 日開催の平成 25 年第 3 回教育委員会会議において、体育

科・スポーツ健康科学科の募集定員を前期選抜の普通科に変更して府内全域から募集すること等の決定（議案第5号）を行った。この決定に当たり、委員の意見は分かれたが、受験生への影響に配慮しながら桜宮高校の抜本的改革の必要性を重視する適切な決定に貢献することができた。また、前期選抜普通科の入学者のための教育課程について、限られた時間の中で思慮を重ねた修正提案により、事務局原案に相当程度の改善をもたらした。さらに、平成25年4月1日付け教員人事異動における同高校教員の3分の1の入れ替え（保健体育科教員については半数の入れ替え）の決定（平成25年3月）に当たっても、事案発生の背景にあった問題点の一つである長期勤務者の解消に向けた取組の必要性を強く主張した。

この間、12月25日及び1月8日の教育委員協議会における対応の検討のほか、電子メールによる他委員や事務局との連絡・協議等を含め、危機管理に積極的に参画し、1月18日には、他の2委員と共に桜宮高校を訪問し、同校の生徒及び教員と意見交換を行うなど、現場の情報を踏まえた意思決定に努めた。

また、同事案における顧問教諭による行為は、懲戒を目的とする「体罰」ではなく、何の落ち度もない生徒に対する「暴力行為」であることを指摘した。その結果、以降、教育委員会においては、「体罰」と「暴力行為」という用語・概念を意識的に使い分けることとなった。

【永井委員（教育長）】

平成24年12月、生徒が自ら命を絶つという痛ましい事案が発生した。ただちに事実確認を行った結果、運動部活動において教員による暴力行為があったことがわかった。学校教育における体罰・暴力行為等は決してあってはならないことであり、生徒のかけがえない命、取り戻すことのできない命を失うという事態に至った今回の事案を極めて厳しく受け止めている。

教員がこのような指導を継続した背景には、教員自身の責任はもとより、部活動の運営を日常的に点検し改善のための指導ができなかった学校の責任や、学校運営のあり方が適切であるかどうか点検・指導する立場にある教育委員会が、事案発生以前に学校の暴力傾向の一端を示す複数の事象を確認しながらも、結果として適切に対応しきれていなかった責任があると認識している。

今回の事案への対応として、この間、アスリートネットワーク理事長であり、日本アスリート会議議長である柳本品一氏を大阪市教育委員会事務局顧問（桜宮高等学校改革担当）として迎え、桜宮高校のカリキュラムの見直しに取り組むとともに、桜宮高校をモデル校とし、その改革内容を全市的に広げていくべく、積極的に取り組んでいる。また、全市立学校における体罰・暴力行為等に関する実態把握のため、児童・生徒・保護者へのアンケート調査ならびに指導における体罰・暴力行為等に関する教職員の意識調査を実施し、今後、学校教育活動、とりわけ運動部活動において、体罰や暴力行為等を一切排した指導が行われるよう、現在、様々な方策を検討しているところである。このような事案が二度と起こらないよう、徹底して改革を進めていく決意である。

24年度は5月に教育行政基本条例、7月に学校活性化条例が制定され、この2つの条例により、大阪市における教育改革の方向性が定められたことから、23年策定の大阪市教育

振興基本計画を3月に改訂した。また『生涯学習大阪計画』の今後の方向について～中間時点での見直し～」を3月に策定し、18年策定の「生涯学習大阪計画」について、社会状況の変化等を反映させるとともに、今後重点的に取り組むべき施策について見直した。さらには、18年策定の「大阪市子ども読書活動推進計画」についても、この間の様々な取組の成果と課題を踏まえ、子どもの自主的な読書活動を一層推進するため、「第2次大阪市子ども読書活動推進計画」を策定したところである。

学校活性化条例では学校協議会の設置が定められたことから、学校協議会委員の任命等について区と協議し、全ての学校園で学校協議会を設置した。今後、各学校園において、学校協議会の参画を得て、教育振興基本計画を踏まえた「運営に関する計画」の策定、取組の実施、学校園の自己評価と学校関係者評価の実施、取組の改善というPDCAサイクルを確立させるとともに、保護者や地域住民の学校運営への参加や、保護者等の意向の反映を図るなど、学校・家庭・地域等の連携をさらに推進していかなければならない。

また、学校活性化条例では、校長の採用について、原則として内部及び外部から広く公募により行うとしていることから、小・中学校長の公募を実施した。選考により合格した公募校長11名については、3カ月の採用前の研修を経て25年4月1日付で小学校9校、中学校2校へ配属を行ったが、そのうちの1名が3カ月足らずで退職する事態となった。今後は採用前に設けている研修をさらに充実させるとともに、赴任後についても、引き続き、指導主事が学校訪問を行うなど、公募校長が、民間企業等で培われた柔軟な発想力、企画力を活かした学校運営ができるよう支援を行っていく。

また、24年度は土曜授業の試行実施、学校教育におけるICT活用においてはモデル校の指定と各校のICT環境の整備など、改訂した教育振興基本計画に示されている教育改革や新たな取組の推進にむけての試行や整備を行った。これらの試行実施の成果や整備を活かしていくこととなるが、今後も改革を推進すべき部分については、モデル校における実証研究などを行い、成果と課題を検証していく中で、これまでの施策を大胆に変えていくとともに、これまでの延長線上で充実していく部分は、学校園で培われた実践をもとに教育活動の深化・充実を図ることにより、確かな学力の向上といった喫緊の課題に対する解決に取り組んでいくこととする。